

メンタルヘルスを考える(Part 47)



特定社会保険労務士・産業カウンセラー 沖 利彦

「社内の困った人への対応⑥」

<アナログ型とデジタル型>

アナログ型とデジタル型では、物事をとらえる感覚が違っていたり、認知の仕方が違っていたりします。

デジタル型の方は、周囲の雰囲気や空気を感じたり、言葉に表されない部分を読み取る力が低いことが特徴的です。

そのため、アナログ型とデジタル型の間ではコミュニケーションエラーが起こりやすく、常識やお互いに共通理解していると思込んでコミュニケーションをしていることが、問題の原因であることが少なくありません。

<アナログ型とデジタル型の特徴>

では、アナログ型とデジタル型の違いは何なのでしょう？ それぞれによく見られる傾向は以下の通りです。

☆アナログ型の傾向☆

- ①物事を聴覚でとらえて想像しながら理解する
- ②結果のためのプロセスを積み上げる
- ③連続的な時間の流れの中で物事を理解する
- ④気持ちの切り替えに時間を要する
- ⑤感情に行動が左右される（尾を引く傾向がある）
- ⑥状況が判断の動機になる
- ⑦客観性がある
- ⑧相手に合わせる
- ⑨こだわりはあるが、柔軟に対応できる

☆デジタル型の傾向☆

- ①物事を視覚でとらえて理解する
- ②プロセスを積み上げないで、結果を得ようとする
- ③「いま、ここ」の状況のみに対応する（瞬間対応）
- ④気分の切り替えが早い
- ⑤気分に行動が左右される
- ⑥興味・関心が判断の動機になる
- ⑦主観的に物事をとらえる
- ⑧自己中心的
- ⑨こだわりを持ち、強迫的になる

それぞれの同じ番号を比較してみると、違いが分かりやすいと思います。アナログ型・デジタル型の両方に長所・短所はありますが、デジタル型の方がコミュニケーションエラーを起こしやすいと言われてます。

<デジタル型の引き起こす問題>

では、なぜデジタル型の方がコミュニケーションエラーを起こしやすいと言われるのでしょうか？

その理由は、デジタル型の持つ傾向は、対人能力にも大きな影響を及ぼしていることが多いからです。

デジタル型の持つ傾向が強化され、対人関係に影響を及ぼしていると思われる行動（能力）としては、主に以下のものが挙げられます。

1. 人との約束や社会のルールを守れない
2. 自己中心的で他者との協調性に乏しい
3. 人の気持ちを読んで、場面や状況に応じた対応ができない
4. 頭で考えていることを適切な言葉で表現できない
5. 感謝・反省・共感等の気持ちをうまく表現できない
6. 人に助けを求めることが出来ない
7. 相手からの要求を断ることが出来ない
8. 友人や恋人との信頼関係を持続しにくい
9. いじめや仲間外れの対象になり、孤立しやすい

<デジタル型への対応>

職場でデジタル型社員に対応する際は、本人の長所・短所を知り、短所をフォローするという姿勢が基本になります。

具体的なフォローとしては、次の方法が考えられます。

- ・情報はメールのように記録に残る形で伝達する
- ・締め切りをはっきりさせて仕事を依頼する
- ・作業を指示し、進捗状況を管理する人をつける
- ・すべきことがきちんとできるように、業務の一覧表を作らせ、順序立てた業務の進め方を考えさせる。その際、過密スケジュールにならないように指導する
- ・信頼できる人（能力を補い合える関係だとなお良い）とチームを組ませて、役割分担をさせる
- ・管理職にはつけないよう配慮する
- ・体を使う作業をさせる
- ・集中力が必要な作業をさせるときは、集中力を削がない配慮（空き部屋の活用、人の少ない時間帯での勤務、耳栓やヘッドホンの使用等）をする

この他にも、「指示・伝達」「組織」「就業環境」「本人の自律」という観点から、職場で出来る限りの方法を考え、実践していただきたいと思います。

実践の結果、会社および担当する社員の負担が重く、フォローが限界に達しているという状況であれば、退職の検討もやむを得ないでしょう。

デジタル型の傾向を見ていると、若い人に増えてきたと言われる傾向でもあり、今後はデジタル型社員が増えることが十分に考えられます。

彼らを排除するよりも、育成・活用していくことで、本人と会社との関係を良いものにし、本人の成長と会社の発展を目指して行きましょう。



家主から立ち退きを要求された場合、 必ず立ち退かなければならないのか？ 立退き料は？

Q 一戸建ての家の一角を借りて長く弁当屋をやっています。最近、家主・地主さんが亡くなり、相続された息子さんから、「更地にして売却したいので立ち退いてほしい」と言われました。長くここで営業していたので移転するとお客さんを失ってしまいかねません。どうしても立ち退かなければならないのでしょうか？ また、近くにいい物件があれば移転しても構わないと思うのですが、この場合立退き料はどれくらいもらえるのでしょうか？

A 【正当な事由があれば立ち退きを求められる】

家主が借家人に立ち退きを求め得るためには、①賃貸期間の満了時期に達している、②自己使用の必要があり契約更新を拒絶するための正当な事由がある、ことが条件となります。したがって、賃貸期間中の立ち退き請求は、借家人が承諾しない限り、立ち退く必要はありません。もし、①の期間満了後に立ち退き請求があった場合は、家主側の「正当な事由」の有無が問題になります。この「正当な事由」の有無の判断は、家主・借家人の双方のいっさいの事情が比較考慮してなされます。

【裁判例では】

旅館業を営む老齢の借家人に対する立ち退き請求の事案ですが、①建物が老朽化した木造二階建家屋で周辺の中高層建物との調和を損なうこと、②借家人の年齢及び営業状態から旅館営業の借地使用の維持がそう大きな利益があるとは言い難いこと、③地主には地域性から借地をより高度に利用するという社会経済上の利益があることなどが認められ、立ち退きが認められています（東京地裁・昭和61.1.28判決）。もちろん慢性的に家賃を滞納しているなどの場合は、立退き料ももらえず立ち退かなければならない場合があります。

ご相談の例では、もし賃貸期間が満了になっていたとしても、あなたがそこで長く営業されていて、その地域だからこそついているお客さんも多数いると思われること、新しい家主さんはそこを売却する予定で、その土地を自己使用するつもりはないことなどから、「正当な事由」があると思われませんの

で、立ち退きを拒否することができます。

【立退き料の相場は？】

もしあなたが立ち退きをすることを認めた場合には、立退き料の問題になります。立退き料というのは、払う義務があるとか、いくら払わなければならないとかの法律上の定めはありません。ですから、調停手続きや世間で行われている和解などの実例を見ながら、両方で協議して決めることとなります。参考となる基準、考え方は次のとおりです。

① 訴訟になったときどちらに勝ち目があるのか。借家人の家賃滞納があり、間違いなく家主が勝つという場合は当然立退き料も安くなるでしょう。

② 家主の意図が何であるのか。売却をしたり、ビルを建てたりということを家主が考えているようであれば、当然立退きによって家主が得る利益も大きいので、立退き料も高くなります。

③ 貸家の敷地の利用価値がどの程度か。それにつれて立退き料も高くなります。

④ 明渡しの猶予期間の長短。短期間であれば立退き料も高くなります。

⑤ 以上の点を参考に、金額は、以下のような算出方法を参考に、ケースバイケースで考えます。

A：現在の借家と同じ程度のもを入手するのに必要な資金のみ。

B：これに加え移転先での高くなった家賃の差額をある程度補償させる。

C：借家人の被る損害（たとえば営業上の損害など）のすべてを補償させるもの。

